

～ 労働災害多発注意報発令中 ～



福島労働局

福島労働基準監督署

1 趣旨

福島県内の令和3年の休業4日以上の労働災害は4月末時点で753件と、昨年と比べ+287件、+61.6%の大幅な増加となっています。これは第13次労働災害防止計画期間（平成30年～令和4年）の中で最多となっています（表1参照）。

また、福島県内では、昨年、熱中症による労働災害が20件発生（うち死亡3件）しており、全国で2番目に多い発生件数となっています。

死亡労働災害は、昨年と比べ減少しているものの、このような状況から、今後の労働災害の発生増加に歯止めをかけるため、福島労働局では、福島県内に「**労働災害多発注意報**」を発令し、事業者及び労働者への注意喚起を図り、発注者や労働災害防止団体等と連携した取組を展開します。

つきましては、事業場におかれましても、上記状況について御理解いただき労働災害の撲滅に向けた取り組みをお願いします。

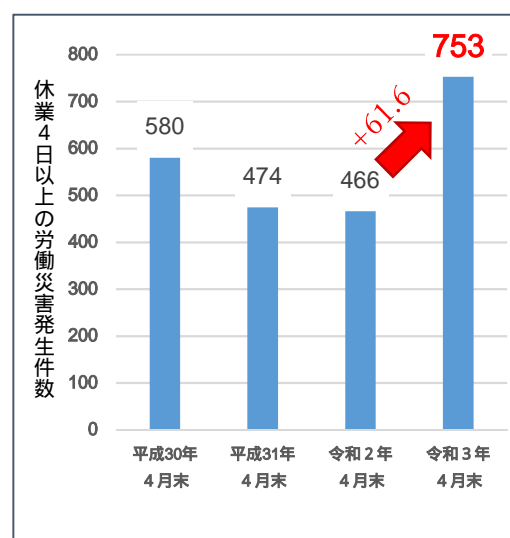


表1 福島県内の各年1月1日から4月末日までの休業4日以上の労働災害発生件数の推移

2 労働災害多発注意報発令期間

令和3年6月10日から令和3年12月31日まで

3 事業場における取組事項

以下の4つの取組みの強化をお願いします。

転倒災害防止対策
の強化

墜落・転落災害防止対策
の強化

熱中症防止対策
の強化

新型コロナウイルス感染症
防止対策の強化

転倒災害防止対策の強化

□ 6月(全国安全週間準備月間)を重点取組期間として、転倒災害防止対策の実施状況を確認し、安全通路の確保等、転倒災害防止対策を実施するとともに、6月以降も『STOP! 転倒災害プロジェクト』を継続して実施してください。

転倒災害は12月から2月の積雪・凍結時期に多発することから、10月から『冬季転倒災害防止運動(仮)』を実施しますので、積雪・凍結による転倒災害の防止対策を実施してください。



墜落・転落災害防止対策の強化

□ 建設業においては、開口部や作業床の端等の墜落危険箇所に手すりや囲いを設置しているか、足場使用前点検を実施しているか等、建設現場の総点検を実施してください。

陸上貨物運送業においては、リーフレット「トラック荷台からの転落を防ぐために」を参考に、転落防止対策を実施してください。

全業種においては、はしご・脚立作業を行う場合に、リーフレット「脚立を使う前に」(裏面はしごを使う前に)を参照し、保護帽の着用や脚部の固定等、墜落・転落防止対策を実施してください。



熱中症防止対策の強化

□ 『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』に基づく措置を実施してください。

扇風機、エアコン、テント等の設置・使用、ファン付き作業服、保冷剤取り付けベスト、通気性の良い作業服、冷却スプレー等の使用促進、を進めてください。

マスクを着用していると、のどの渇きに気づきにくいと言われていいますので、時間を決める等してのどが渇いていなくても水分・塩分を摂取するようにしてください。



新型コロナウイルス感染症防止対策の強化

□ リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため取組の5つのポイントを確認しましょう」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参照して、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施してください。

